

告 示

埼玉県告示第千三百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

令和四年十二月十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
上野台ショッピングセンター

埼玉県深谷市大字上野台三千二十八番地一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

有限会社神藤商事 代表取締役 神藤瑛

埼玉県深谷市大字上野台三千百六十三番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和五年一月三十一日